

各 位

2022年5月20日

会 社 名 株式会社日本M&Aセンター
ホールディングス
代表者役職名 代 表 取 締 役 社 長 三宅 卓
(コード番号 2127 東証プライム)
問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 檜木 孝磨
(T E L 03-5220-5451)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の当社第31回定時株主総会に定款の一部変更に係る議案を上程することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

(1) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主参考資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 取締役の員数の増加

コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化、及び取締役会の監督機能の充実を図り、これにより企業価値の向上に資することを目的として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を10名以内から15名以内に、監査等委員である取締役の員数を5名以内から7名以内にそれぞれ変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所となります。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は<u>10</u>名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は<u>5</u>名以内とする。</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条（記載省略）</p> <p>(新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は<u>15</u>名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は<u>7</u>名以内とする。</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条（現行どおり）</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 本原則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年6月23日（予定） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | |
| ①株主総会参考書類等の電子提供措置の導入 | 2022年9月1日（予定） |
| ②取締役の員数の増加 | 2022年6月23日（予定） |

以 上